

都市公園等の管理に関する基本方針

1. 概要

都市公園については、これまで市直営による管理運営を行ってきたが、今後については、都市の印象を左右し得る重要なインフラであるとともに、多世代の市民が集えるコミュニティの場でもある公園の魅力をさらに高めることを目的として、公園の管理運営に民間活力を導入する。

2. 背景

■ これまで

高度経済成長期における経済成長や人口増加等を背景として、公園の量的拡大の整備を実施してきた。

■ これから

市民の価値観の多様化や都市インフラの一定の整備完了等を背景として生活の質の向上を重視する成熟社会へと移行するなか、都市の魅力を高め、多世代の市民が集える公園となるよう、民間活力等の活用により、公園管理の質の向上をめざすことが必要である。

また、国においても都市公園の再整備を加速させる緑とオープンスペースを基軸とした地域の活性化を図るため積極的な規制緩和が行われており、公園の管理運営への民間活力の導入促進を目的に、平成29年に都市公園法が改正されている。

3. 方針

- ・本市の公園管理においても、公園管理の質の向上を目的として、民間活力を導入する。
- ・この取組の具現化に向けて、令和元年度にサウンディング型市場調査を実施した「いろは親水公園」において、指定管理者制度を導入する。
- ・市内の他の公園についても、いろは親水公園における実績等を踏まえ、各公園の管理状況等に応じて、民間活力の導入を検討していく。

【民間活用のメリット】

- ・民間事業者が有するさまざまなノウハウの活用と人的資源の確保により、公園管理の質の向上が期待できる。
- ・民間事業者が有するさまざまなアイデアの活用により、都市の貴重なオープンスペ

ースである公園をにぎわいづくりの拠点にするための利活用等、さらなる魅力向上が期待できる。

4. いろは親水公園について

いろは親水公園については、これまで以上のにぎわいを創出をすることを目的として、飲食提供施設の設置や魅力ある遊具の整備、さらには、市指定有形文化財である旧村山快哉堂の活用を含めた当該公園のもつポテンシャルをより一層活かすアイデアの整理・諸規定の整備を行い、いろは親水公園の魅力向上を図る。

⇒ 具体的には、いろは親水公園（右岸、中洲、左岸）について、一括して指定管理者制度を導入し、管理運営に民間活力を導入する。

※ 詳細は、別紙「民間活力の活用によるいろは親水公園の魅力倍増に向けた基本計画」を参照

5. 旧村山快哉堂について

旧村山快哉堂が存在する中洲エリアも含め、公園全体を一体的に管理することで利活用の幅が広がり、市民サービスの向上にもつながることから、旧村山快哉堂の管理については、いろは親水公園の指定管理者制度の範囲に含むものとする。

なお、旧村山快哉堂は、市指定文化財であることから、その現状変更及び修理等に当たっては、文化財としての価値を損なうことのないよう、適切に管理する必要がある。

※ 市民団体等による事業（文化財の案内、イベントの実施等）については、従前の通り、引き続きご協力いただきながら、市と指定管理者、市民団体等が協働して公園運営を行うことを想定。

6. 必要な条例等の整理について

(1) 志木市都市公園条例を改正する

都市公園の管理運営に、指定管理者制度を導入できるよう改正する。

(2) 志木市村山快哉堂条例を廃止し、志木市都市公園条例に統合する

いろは親水公園については、旧村山快哉堂が存在する中洲エリアも含め、公園全体を「志木市都市公園条例」に基づき、指定管理者制度により一体的に管理することから、当該条例については廃止する。

なお、市民団体等が施設を使用する場合は、志木市都市公園条例第6条の許可により対応する。